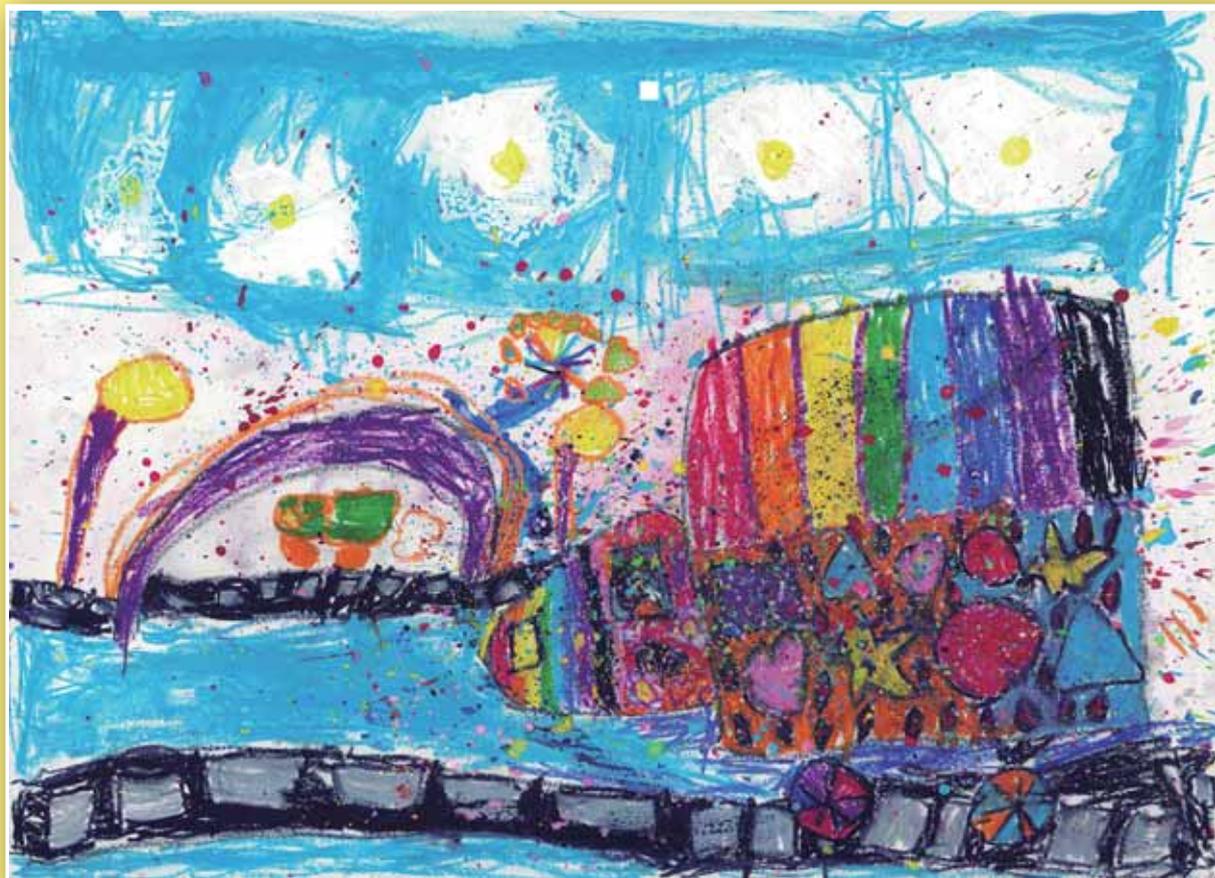


トラック広報

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

2024
4月号
vol.724



令和5年度 児童絵画コンクール受賞作品 島田 さつきさん

INDEX

特集

- ・新たな「標準的な運賃」が告示、および「標準貨物自動車運送約款」等が改正されました
- ・大阪府下各市町村へ 地方創生臨時交付金について交付要望

- ◎ 第324回 常任理事会・第237回 理事会を開催
- ◎ トラ坊のご存じですか？ 高校生を採用するポイント



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

記事

- 特集
新たな「標準的な運賃」が告示、および
「標準貨物自動車運送約款」等が改正されました …… 1
- 特集
大阪府下各市町村へ地方創生臨時交付金について交付要望 … 4
- 第324回常任理事会 第237回理事会を開催 …… 5
- Monthly News …… 14
- トラ坊のご存知ですか？
高校生を採用するポイント …… 16
- 各社ドライバー教育にご活用ください
下り坂のカーブの走行 …… 18
- 令和6年度 トラック関係施策に関する
要望と結果について …… 26
- 新就学児童に配布するための
安全教育用下敷きを作製 …… 裏表紙

お知らせ

- ・ 2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
(Gマーク)の申請について …… 13
- ・ 近畿運輸局関係人事異動 …… 15
- ・ 自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)です
納期限までに納めましょう！ …… 17
- ・ 『運輸ヘルスケアナビシステム®』はGマーク加点対象です … 20
- ・ 第28回 安全と健康を推進する協議会 …… 20
- ◆ 近畿共済のページ …… 21
- ◆ 大貨健保のページ …… 22
- ◆ 大貨特退共のページ …… 23
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表(2月分) …… 24
- ◇ 軽油「元売別」購入価格表(2月度) …… 24
- ◇ 軽油購入価格推移表(平均値) …… 25
- ◇ 近畿の交通情報 …… 25
- ・ 連載 4コマ漫画
新米トラガール ひかりちゃん …… 28
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月) … 29
- ◇ NASVAだより …… 29

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標
- ◇ 事業用貨物自動車の交通事故発生状況
- ◇ 《令和6年度 見ることの過ちに対する事故防止セミナー》のご案内
- ◇ 《令和6年度 高速・夜間における事故防止セミナー》のご案内
- ◇ 《居眠り運転事故防止セミナー》のご案内
- ◇ 《脳疾患事故防止セミナー》のご案内
- ◇ 《疲労起因事故対策(疲労・健康起因対策)セミナー》のご案内
- ◇ 自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ご案内)
- ◇ 令和6年度 初任運転者に対する「安全運転の実施」研修の実施について(ご案内)
- ◇ 「適性(一般)診断」受診料助成について(ご案内)
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について(ご案内)
- ◇ 若手ドライバー確保のための運転免許取得助成制度について(ご案内)
- ◇ 自動点呼機器導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 血圧計導入促進助成制度について(ご案内)
- ◇ 令和6年度「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成について(ご案内)
- ◇ 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内～衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会～
- ◇ 「テールゲートリフター特別教育(学科)」の開催について(ご案内)
- ◇ 「安全衛生推進者養成講習修了証」の再交付手続き申請先変更について

別途同封物 9種

特集

新たな「標準的な運賃」が告示、および「標準貨物自動車運送約款」等が改正されました

新たな「標準的な運賃」が告示されました

3月22日、国土交通省は令和2年4月に告示された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」について、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した新たな標準的な運賃を告示しました。

トラック運送業界については、ドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境の整備が急務です。こうした中、昨年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」においてはトラックの標準的な運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に適正に転嫁できるよう、所要の見直しが図られました。

今回の見直しのポイントは、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等です。

標準貨物自動車運送約款等が改正されました

物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、トラック運送事業者が、健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言を踏まえ、貨物自動車運送事業法第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している標準運送約款について、一部改正されました。

なお、改正された標準運送約款は、令和6年6月1日より施行されます。

新たな標準的な運賃の詳細については次ページより解説します。

① 荷主等への適正な転嫁

● 運賃水準の引上げ

▽ 運賃表を改定し、**距離制運賃を約8.7%引上げ、また時間制運賃を約7.1%引上げ** ※下記別表参照

▽ 燃料費を100円から120円に変更し、**燃料サーチャージも120円を基準価格に設定**

※軽油価格が120円を下回った時点で、翌月から廃止する

● 荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示

▽ 荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算

待機時間料 1,760円

積込料・取卸料（機械荷役） 2,180円

積込料・取卸料（手荷役） 2,100円

※金額はいずれも中型車（4tクラス）の場合の30分あたり単価

▽ 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算

▽ 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受する旨を明記

▽ 「有料道路利用料」を個別に明記

(別表)

I 距離制運賃表				
近畿運輸局				
(単位：円)				
車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	15,060	17,060	22,070	27,890
20km	16,920	19,190	25,020	31,870
30km	18,780	21,330	27,980	35,840
40km	20,630	23,460	30,940	39,810
50km	22,490	25,600	33,900	43,780
60km	24,350	27,730	36,850	47,760
70km	26,200	29,870	39,810	51,730
80km	28,060	32,000	42,770	55,700
90km	29,920	34,140	45,730	59,670
100km	31,770	36,280	48,680	63,650
110km	33,620	38,380	51,550	67,490
120km	35,470	40,490	54,420	71,330
130km	37,320	42,600	57,290	75,170
140km	39,170	44,700	60,160	79,010
150km	41,020	46,810	63,030	82,850
160km	42,870	48,920	65,890	86,690
170km	44,720	51,030	68,760	90,530
180km	46,570	53,130	71,630	94,370
190km	48,420	55,240	74,500	98,210
200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,210	10,450	14,130	18,900

② 多重下請構造の是正等

● 「下請け手数料」(利用運送手数料) の設定等

▽ 「下請け手数料」(運賃の10%を別に收受) を設定

▽ 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記

● 契約条件の明確化

▽ 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した電子書面(運送申込書/引受書)を交付することを明記

③ 多様な運賃・料金設定等

● 「個建運賃」の設定等

▽ 共同輸配送等を念頭に、**個建運賃**を設定



▽ リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」や、**有料道路を利用しないことによる**ドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定

※ 割増率については各事業者で設定

● その他

▽ 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増**を追加

▽ 中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し

▽ 運賃・料金等の店頭掲示事項について、インターネットによる公表を可能とする

より詳しい内容についてはこちらよりご確認ください

全ト協「標準的な運賃」特設ホームページ

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top.html

● 届出様式について

1 新たな標準的な運賃に係る届出

① 初めて標準的な運賃を届出する場合

管轄する運輸支局等に運賃料届出が必要となります。

② 令和2年告示の標準的な運賃を届出済み事業者が、継続して同運賃を適用する場合

改めて、管轄する運輸支局等に運賃料届出が必要となります。

③ 令和2年告示の標準的な運賃を届出済み事業者が、令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合 運賃料届出は不要です。

2 燃料サーチャージに係る届出

令和6年告示の標準的な運賃を適用する場合は、燃料サーチャージが告示の中で規定されているため、届出(書類提出)は不要です。(独自のサーチャージの場合を除く)

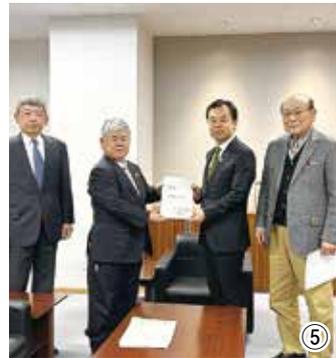
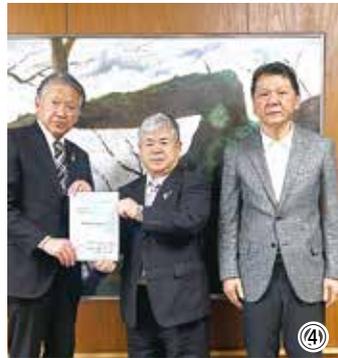
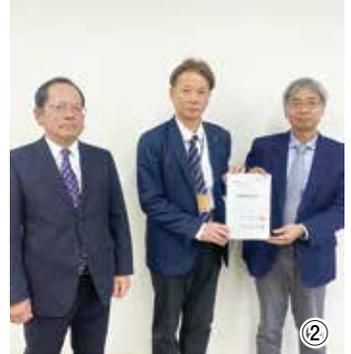
※ 届出書類の参考例は上記特設ホームページからダウンロードできます。

大阪府下各市町村へ 地方創生臨時交付金について交付要望

当協会は1月と2月に引き続き、大阪府内の各市町村に対し地方創生臨時交付金について交付要望を行った。

池辺祐一 副会長や泉州支部 玉置三平 支部長等、当協会役員らが出席し、各市長等に対し要望書を手渡した。

各要望状況は以下のとおり。



地方創生臨時交付金の交付要望について

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長 中川 才助

地方創生臨時交付金の交付要望について

私たちトラック運送事業者は国民生活と産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、社会との共生を図るため、積極的に事故防止対策や環境対策に取り組みるとともに、災害時には支援物資の緊急輸送の役割も担うという重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しております。

一方、昨今のエネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響がけでなく、差し迫る2024年問題に纏わる労働問題など、事業存続が困難を極める厳しい経営環境が常態化しております。

今回の地方創生臨時交付金における「重点支援地方交付金」の5,000億円追加計上では推奨事業として「中小企業等に対するエネルギー・価格高騰対策支援」や「地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援」として新たに「物流」の文言がタイトルに明記されました。使途においても人手不足対策、資金繰り支援など事業者の経営改善の支援等に活用できる旨が示されており、我々の業界において、未帰の事業者まで行き届くような多岐にわたる活用ができるよう予算措置をお願いいたします。

この主旨を十分に理解していただき、地域経済と国民の暮らしを支える公共輸送サービスを維持する責務を果たすべく、トラック運送事業者に連やかな支援を強く要望いたしますので、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

日付	要望先	各市町村対応者	(一社)大阪府トラック協会 出席者	No.
3/12(火)	池田市	市民活動部 高木勝治 部長	河北支部 稲野慶彦 副支部長・田中透 理事	①
3/12(火)	能勢町	総務部総務課 熊手俊行 課長	河北支部 稲野慶彦 副支部長・田中透 理事	②
3/12(火)	交野市	山本 景 市長	東北支部 北岡伸夫 副支部長	③
3/15(金)	阪南市	水野謙二 市長	泉州支部 玉置三平 支部長・山本昌康 副支部長	④
3/18(月)	和泉市	辻 宏康 市長	池辺祐一 副会長・泉州支部 玉置三平 支部長・古川誠司 副支部長	⑤
3/27(水)	豊中市	豊中市議会 高木公香議員・都市活力部 次長 兼 産業振興課 高島健司 課長・都市活力部産業振興課 荒木孝信 主幹	河北支部 稲野慶彦 副支部長・明石光弘 理事	⑥
3/27(水)	豊能町	上浦 登 町長	河北支部 稲野慶彦 副支部長・明石光弘 理事	⑦

第324回 常任理事会 を開催

第237回 理事会



挨拶をする
中川才助 会長

令和6年度事業の主要課題等を審議する「第324回常任理事会」、「第237回理事会」ならびに関係会議を3月6日、大阪府トラック総合会館・研修センターにて開催し、次の議案を審議し、いずれも原案どおり承認されました。

第324回 常任理事会

<議案>

- (1) 会員の入会の承認および退会について
- (2) 第237回理事会への上程議案について
- (3) その他

◇会員の入・退会について

新規会員として11社の入会と、17社の退会が承認された。

第237回 理事会

冒頭、岩井勝彦 専務理事から定足数について、委任状出席を含め理事総数91名のうち58名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告があった後、中川才助 会長が開会の挨拶を述べた。その後、次の議案について審議し、いずれも原案どおり承認された。

<議案>

[報告事項]

- (1) 会員の入・退会について

[提案事項]

- (1) 令和6年度事業計画(案)について
- (2) 令和6年度会費の額および納入方法(案)について

- (3) 令和6年度各会計収支予算(案)について
 - (4) 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
 - (5) 任期満了に伴う役員・委員の改選(案)について
- 【その他】

- ▽エコタイヤ助成執行状況について
- ▽EVトラック助成執行状況について
- ▽物価高騰対策トラック運送事業者支援金(1回目)執行状況について
- ▽物価高騰対策トラック運送事業者支援金(2回目)執行状況について
- ▽大阪府トラック運送事業政治連盟寄附金について

◇令和6年度事業計画(案)

<事業計画>

1. 適正化事業実行運営委員会

(1) 事業所の適正化

貨物自動車運送事業法に基づいた適正化事業指導員が事業所を巡回し、法違反等の排除に向け改善指導等を行う。特に、総合評価がD・Eの事業所に対しては重点的に巡回指導等を行い、法令遵守の徹底を図る。

- ・巡回計画予定数 通常巡回 2,150社
特別巡回 50社

(2) 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

(3) 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンタ

一において貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適正で円滑な輸送サービスの向上に努める。

(4) 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携を図り、指導業務の充実に努める。また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進に努める。

(5) トラックGメンに対する協力・情報収集

巡回指導時、荷主企業・元請事業者の違反情報に係る調査票を配布し、情報提供を呼びかける。

(6) 実施機関の中立性確保

学識経験者をはじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性及び透明性の確保に努める。

(7) 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

2. 常任委員会ならびに特別委員会

総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 交付金事業の資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (3) 協会組織・運営方策の改善対処
- (4) 協会事業の総合的な企画及び調整
- (5) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (6) 施設の運営管理対処
- (7) 人権問題に対する啓発対処
- (8) コンピュータ等の活用対処
- (9) 中央事業への出捐対処
- (10) SDGsの推進

労働安全委員会

- (1) 健康相談事業ならびに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
 - ① 定期健康診断の受診促進
 - ② S A S（睡眠時無呼吸症候群）・脳疾患対策の推進

- ③ 健康状態に起因する事故防止及びメンタルヘルス対策の推進

(2) 労働対策事業の実施

- ① 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進
- ② 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進
- ③ 労働安全に関する関係機関からの情報の周知ならびに啓発

交通・環境対策委員会

- (1) 飲酒運転をはじめとする交通事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成
- (4) トラックドライバー・コンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 環境・省エネ対策の推進
- (7) 環境対応車の普及促進
- (8) 各種環境保全啓発活動の推進
- (9) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

経営改善委員会

- (1) 中小企業経営基盤強化対策の推進
 - ① 経営基盤強化対策
 - ▽ 新たな「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の普及促進と活用
 - ▽ コストの見える化と適正な運賃・料金収受のための「原価計算セミナー」の開催及び経営分析報告書の活用ならびに経営診断事業の実施
 - ② 後継者等人材育成事業の推進
 - ▽ 事業後継者育成事業の推進
 - ▽ 中小企業大学校の受講促進
- (2) 都市内物流の効率化対策
 - ① 物流の効率化とW e b K I Tの普及促進
- (3) 情報化の推進
 - ① 会員事業者への情報提供としての研修会の開催
- (4) 引越関係講習会の開催
 - ① 講習会の開催
- (5) 近代化基金の融資対処
 - ① 一般融資
 - ② ポスト新長期等導入融資

広報委員会

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による各種情報の提供

- (2)トラック運送事業への理解促進及びイメージの向上を図るための対外広報の実施
- (3)人材不足の解消を目的とした業界PR及び人材確保対策の実施
- (4)SNSを活用した積極的な対外広報の実施

特別委員会

- (1)組織・財政等特別委員会
協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行う。
- (2)交付金対策特別委員会(仮称)
運輸事業振興助成交付金に係る諸問題について、検討対処を行う。

3. 全ト協等との連携による事業の推進

- (1)物流革新に向けた政策パッケージに基づく「2024年問題」への対応
- (2)改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進
- (3)トラックGメンとの連携による荷主対策の深度化の推進
- (4)燃料高騰対策等の推進
- (5)多様な施策による良質なドライバーの人材確保と教育
- (6)交通及び労災事故の防止対策の推進
- (7)高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (8)適正化事業の推進(D・E事業所の重点化)による法令遵守の徹底
- (9)新技術を活用した物流DXの推進
- (10)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (11)環境・GX対策及びSDGsの推進
- (12)広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (13)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (14)2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に係るインフラ等への対応
- (15)大阪トラックステーションの管理運営対処

部会

現在設置している11部会(①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪青年部会)においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1)輸送秩序確立対策
- (2)事故防止、環境対策
- (3)荷主懇談会の開催
- (4)部会活動の活性化と法令遵守
- (5)その他各部会における諸課題への対応

事務局

- (1)職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。
- (2)事務の合理化、効率化及び諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。
- (3)事務所内のごみ減量化のため、3R(Reduce=発生抑制・Reuse=再使用・Recycle=再生利用)の推進に努める。

会議予定

- (1)定時総会・・・6月に1回開催する。
- (2)常任理事会及び理事会
- (3)委員会及び部会
- (4)その他会議・・・必要に応じ随時開催する。

<運輸事業振興助成交付金事業計画>

政令第1号、貨物の輸送の安全の確保に関する事業

- (1)自動車事故対策機構等の活用
 - ▽交通事故の未然防止ならびに運行管理者の資質向上を図るため、自動車事故対策機構等が実施する運転者適性診断(一般診断)ならびに運行管理者基礎講習の受講料の一部を負担する。
- (2)ドライバーコンテストの開催等
 - ▽プロ・ドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させ、知識・技能の向上を図るため、大阪府・大阪府警察本部・大阪運輸支局等の後援により大阪府大会を開催するとともに、全国大会に選手を派遣する。
- (3)交通安全運動等の実施
 - ▽大阪府・大阪府警察本部等の関係行政機関と連携し春・秋の全国交通安全運動をはじめ各種キャンペーン等に参加協力する。
 - ▽ドライブレコーダーをはじめ交通事故の防止に効果のある安全対策機器の購入に対し、その費用の一部を助成し普及促進に努めるとともに、ドライバー等が受講する各種安全教育・訓練等に対しても参加費用の一部を助成することにより資質の向上を図る。
 - ▽運転記録証明書の発行手数料の助成を行い、ドライバーの意識改革や管理業務の徹底を図る。
 - ▽貨物自動車運送事業者における法遵守の必要性ならびに交通安全知識の向上を図るため、運転者等に対する事故防止セミナーを開催す

るとともに、実践的対策として大阪府警察等との共催で子供・高齢者に対する交通安全教室等を実施する。

▽勤務時間内の交通事故、いわゆる交通災害の発生を未然に防ぐため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と協調し推進する。

(4) 健康相談事業

▽睡眠時無呼吸症候群による交通事故を防止するため、スクリーニング検査費用の一部を助成することにより受診を促進し、疾病の早期発見に努める。

また、勤務時間が不定期なことが多く、定期健康診断の受診が困難なドライバーが多いことから、受診しやすい日時・場所にて受診ができるよう、健康診断ならびに深夜業務従事者に対する健康診断を実施する。

▽国土交通省が平成30年2月に策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」に基づき、本年度も引き続き脳健診助成事業を実施する。

(5) 過積載防止活動の実施

▽過積載防止街頭PR活動ならびに過積載防止対策懇談会の活動を通じ、事業者のみならず荷主企業・府民に対し交通事故の原因となる過積載運行の防止を呼び掛け、その撲滅を図る。

政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

(1) 中小企業経営基盤強化対策

▽2024年問題に対応するため、トラックGMENを始めとする関係行政機関や関係団体等との連携を図り、発着荷主や一般消費者などへの理解促進を図る。

▽「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の見直し作業が行われ、4月の改正に向けてすすんでいる状況を鑑み、新たな「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の普及を図るため、会員だけではなく荷主企業等へも「標準的な運賃」への理解と協力を求めていく。

▽平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法に基づき、国土交通省が策定した「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示すコストの見える化を進めるため、次の施策に取り組む。

▼会員事業者が自社の適正な原価を把握できるよう、原価計算に関するセミナーを開催する。

▼会員事業者が、業界の経営指標と自社のコストを比較し、実態を把握できるよう、公益社団法人全日本トラック協会が作成する

「経営分析報告書」を印刷、配布する。また、経営改善のために外部の専門家による経営診断を希望する事業者に対しては、公益社団法人全日本トラック協会との連携の下、経営診断事業を推進する。

▽事業後継者等の人材育成を図るため、各支部による「支部後継者育成等経営基盤強化研修会」を開催するとともに、本部後継者育成事業として、公益社団法人全日本トラック協会が開催する青年部会全国大会への参加助成を行う。

▽会員各社の経営者や管理者の資質向上に資するため、中小企業大学校の受講促進に努める。

(2) 都市内物流の効率化対策

▽2025年大阪・関西万博では、会期中だけでなく準備期間中にも工事車両と物流車両の輻輳が懸念されるため、各関係機関との連携を図り、情報の共有に努め円滑な物流を促す。

▽国土交通省策定の「貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」が示す求荷求車システムの活用を促進するため、本年度も大阪府貨物運送協同組合連合会との連携のもと、WebKIT事業の円滑な運営と普及促進を図る。

(3) 情報化の推進

▽生産性向上対策、人材不足対策の一環として、中小企業の情報化に関するセミナーを開催し、業務の効率化を推進する。

(4) 引越関係講習会の開催

▽公益社団法人全日本トラック協会において、平成26年度より開始された引越事業者優良認定制度の資格要件の1つである引越講習を開催することで受講を促し、同講習会の拡充を図っていく。

政令第3号. 環境の保全に関する事業

(1) 自動車交通公害等環境問題対策

▽従来のNOx・PMだけでなくカーボンニュートラルに向けて、CO2の削減も目指し、排出量の少ない環境対応車導入にかかる費用の一部を助成し、普及促進に努める。

▽エコドライブに効果のあるEMS機器やアイドリングストップ機器ならびに低燃費タイヤの導入費用の一部を助成し、燃料消費を抑えた効率輸送の実践ならびにカーボンニュートラルの検討等のグリーンエコプロジェクトを促進する。

▽トラックターミナル等の流通業務地区や港湾地区およびその周辺において、路上駐車による排気ガスやゴミの不法投棄等による環境問

題に対処するため、啓発活動を実施する。また、路上駐車問題等の解消に向け、大阪府警本部と駐車対策連絡会議を開催し情報の共有に努める。

- (2)環境に配慮した経営促進への助成
 ▽事業者が自主的・計画的に環境対策に取り組むよう、グリーン経営認証取得への助成を行う。

政令第4号. 適正化に関する事業

- (1)安全運行パトロール事業
 ▽貨物自動車運送事業法に基づいた適正化事業指導員が事業所を巡回し、法違反等の排除に向け改善指導等を行う。特に、総合評価がD・Eの事業所に対しては重点的に巡回指導等を行い、法令遵守の徹底を図る。
- (2)輸送サービスセンター事業
 ▽輸送サービスセンターを窓口として、一般利用者ならびに地域住民からの輸送に関する苦情・相談等に対処する。
- (3)啓発広報対策事業
 ▽貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上、良質な輸送サービスの提供に資するため、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進に努める。
- (4)輸送秩序確立対策事業
 ▽適正化事業実施機関の中立性・透明性を高めるため適正化事業実施機関評議委員会の活用を図るとともに、適正化事業を効果的に推進するため、他の事業との調整をはかりつつ、計画に基づき貨物自動車運送事業法第39条に定める事業を積極的に推進し、秩序確立に資するための啓発活動を実施する。

政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

- (1)緊急輸送訓練活動
 ▽各支部の緊急輸送訓練の実施、ならびに行政機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに、業界内での緊急輸送体制の一層の充実を図る。
- (2)緊急輸送体制の整備
 ▽大規模災害発生時の緊急輸送活動等に迅速に対応するため、関係行政機関・トラック協会・事業者間の連絡体制の整備、強化、緊密化を図るとともに、ラスト・ワンマイル対策を兼ねた輸送訓練を実施する。

政令第8号. 中央出捐金支出

- (1)中央事業出捐
 ▽全国的規模の事業を実施、推進するため、公益社団法人全日本トラック協会へ交付金額の23.0%を出捐する。

政令第1～7号. 共通事業

- (1)広報事業
 ▽事業用トラックによる各種輸送サービスの向上に資するためトラック広報等の効果的活用と併せて、トラック運送事業への理解促進ならびに業界のイメージの向上を図るため「トラックの日」行事、「児童絵画コンクール」等の各種広報活動を積極的に推進する。また、ドライバーの人材確保を目的とした運送事業者合同の就職説明会を開催する。
- (2)管理事業
 ▽令和6年度の交付金を効果的かつ円滑に運用するため、各事業の実施について適正な事務管理を行うとともに、関係行政機関に対する承認申請等の諸手続きを行い、交付金事業の円滑な推進に努める。また、電算化システムの整備を図り、各事業推進のための情報管理、事務処理ならびに協会「ホームページ」運営等、コンピュータの有効活用に努める。

◇令和6年度会費の額および納入方法等について(案)

1. 会費の額ならびに納入方法

《会費の額》

①貨物自動車運送事業者

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽車両割（1台1ヶ月当り）

【普通車（積載量4トン以上、けん引車を含む）および小型車（積載量4トン未満）】

区分	普通車	小型車
30台まで	420円	210円
31台～200台まで	410円	200円
201台～500台まで	400円	190円
501台以上	390円	180円

【被けん引車】

区分	ポ-ルトレーラ以外	ポ-ルトレーラ
30台まで	140円	110円
31台～200台まで	130円	100円
201台～500台まで	120円	90円
501台以上	110円	80円

- ②貨物運送取扱事業者（専業者に限る）
 - ▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円
 - ▽取扱専業者割（1会員1ヶ月当り）7,500円

《納入方法》

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法

《入会金の額》

新規加入者1者につき50,000円

《納入方法》

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あてFAXで連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

- (1)4月～6月中に会費車両台数の変更があり、7月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した2期分（7月分～9月分）請求書を発行するものとする。
- (2)10月～12月中に会費車両台数の変更があり、1月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した4期分（1月分～3月分）請求書を発行するものとする。

注1. 1期分（4月分～6月分）請求書は、従来通り、3月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注2. 3期分（10月分～12月分）請求書は、従来通り、9月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇令和6年度 各会計収支予算(案)について

◆実施事業等会計収支予算書(案)

○令和6年度 実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業）収支予算書(案)

《Ⅰ 事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

- ①交付金収入＝586,332,000円
- ②(公社)全ト協助成金収入＝90,000,000円
- ③特定資産運用収入＝7,020,000円
- ④雑収入＝10,000円
- ▼事業活動収入計＝683,362,000円

2. 事業活動支出

- ①政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出＝290,576,700円
- ②政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業支出＝15,090,000円
- ③政令第3号. 環境の保全に関する事業支出＝71,250,000円
- ④政令第4号. 適正化に関する事業支出＝173,580,000円

⑤政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支出＝18,808,000円

⑥政令第8号. 中央出捐金支出＝134,856,000円

⑦政令第1～7号. 共通事業支出＝149,700,000円

⑧利子補給事業支出＝39,000,000円

▼事業活動支出計＝892,860,700円

▼事業活動収支差額＝-209,498,700円

《Ⅱ 投資等活動収支の部》

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入＝952,672,700円

②他会計からの繰入額＝44,856,000円

▼投資等活動収入計＝997,528,700円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出＝820,000,000円

▼投資等活動支出計＝820,000,000円

▼投資等活動収支差額＝177,528,700円

《Ⅲ 予備費＝20,375,143円》

▽当期収支差額＝-52,345,143円

▽前期繰越収支差額＝52,345,143円

▼次期繰越収支差額＝0円

◆令和6年度 その他会計収支予算書(案)

○令和6年度 他1. 会員関連事業（会員厚生事業）収支予算書(案)

《Ⅰ 事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入＝1,000円

②会費収入＝411,306,840円

③入会金収入＝0円

④事業収入＝4,000,000円

⑤雑収入＝75,000円

▼事業活動収入計＝415,382,840円

2. 事業活動支出

①事業費支出＝441,869,000円

▼事業費支出計＝441,869,000円

▼事業活動収支差額＝-26,486,160円

《Ⅱ 投資等活動収支の部》

1. 投資等活動収入

①記念式典費用引当特定資産取崩収入＝0円

②事業運営特定資産取崩収入＝0円

▼投資等活動収入計＝0円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出＝0円

②固定資産取得支出＝2,160,000円

③他会計への繰出金支出＝44,856,000円

④60周年記念式典費用支出＝0円

▼投資等活動支出計＝47,016,000円

▼投資等活動収支差額＝-47,016,000円

《Ⅲ 予備費支出＝4,607,790円》

▽当期収支差額＝-78,109,950円

▽前期繰越収支差額＝78,109,950円

▼次期繰越収支差額＝0円

○令和6年度 他1. 会員関連事業（信用保証事業）
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

- ①基本財産運用収入=651,000円
- ②特定資産運用収入=70,000円
- ③事業活動収入=883,000円
- ④雑収入=2,000円
- ▼事業活動収入計=1,606,000円

2. 事業活動支出

- ①事業費支出=14,852,000円
- ▼事業活動支出計=14,852,000円
- ▼事業活動収支差額=-13,246,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

- 1. 投資等活動収入計=270,000,000円
- 2. 投資等活動支出計=250,000,000円
- ▼投資等活動収支差額=20,000,000円

≪ III 予備費支出=21,873,793円 ≫

- ▽当期収支差額=-15,119,793円
- ▽前期繰越収支差額=15,119,793円
- ▼次期繰越収支差額=0円

○令和6年度 他2. 収益事業（総合会館運営事業）
収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

- ①特定資産運用収入=440,000円
- ②事業収入=103,417,000円
- ③雑収入=101,000円
- ▼事業活動収入計=103,958,000円

2. 事業活動支出

- ①事業費支出=106,925,000円
- ▼事業活動支出計=106,925,000円
- ▼事業活動収支差額=-2,967,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

- 1. 投資等活動収入計=280,000,000円
- 2. 投資等活動支出計=290,000,000円
- ▼投資等活動収支差額=-10,000,000円

≪ III 予備費支出=120,741,573円 ≫

- ▽当期収支差額=-133,708,573円
- ▽前期繰越収支差額=133,708,573円
- ▼次期繰越収支差額=0円

○令和6年度 他2. 収益事業（地区SC）収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

- ①事業収入=12,728,000円
- ②雑収入=2,000円
- ▼事業活動収入計=12,730,000円

2. 事業活動支出

- ①事業費支出=11,808,000円
- ▼事業活動支出計=11,808,000円
- ▼事業活動収支差額=922,000円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

- 1. 投資等活動収入計=0円
- 2. 投資等活動支出計=1,500,000円
- ▼投資等活動収支差額=-1,500,000円

≪ III 予備費支出=3,896,237円 ≫

- ▽当期収支差額=-4,474,237円
- ▽前期繰越収支差額=4,474,237円
- ▼次期繰越収支差額=0円

◇令和6年度 法人会計収支予算書(案)

○令和6年度 法人会計収支予算書(案)

≪ I 事業活動収支の部 ≫

1. 事業活動収入

- ①特定資産運用収入=1,000円
- ②会費収入=72,583,560円
- ③入会金収入=0円
- ④事業収入=940,000円
- ⑤雑収入=2,000円
- ⑥出向者受入収入=30,000,000円
- ▼事業活動収入計=103,526,560円

2. 事業活動支出

- ①管理費支出=135,465,000円
- ▼事業活動支出計=135,465,000円
- ▼事業活動収支差額=-31,938,440円

≪ II 投資等活動収支の部 ≫

1. 投資等活動収入

- ①特定資産取崩収入=0円
- ▼投資等活動収入計=0円

2. 投資等活動支出

- ①特定資産取得支出=20,000,000円
- ②固定資産取得支出=1,330,000円
- ▼投資等活動支出計=21,330,000円
- ▼投資等活動収支差額=-21,330,000円

≪ III 予備費支出=56,283,069円 ≫

- ▽当期収支差額=-109,551,509円
- ▽前期繰越収支差額=109,551,509円
- ▼次期繰越収支差額=0円

◇近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)

- ▼取崩合計額=145,000,000円

<取崩額(案)内訳>

- ①令和5年度交付金事業負担=145,000,000円
- ②令和6年度利子補給充当額=0円

▼取崩理由

- ①交付金事業費（実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業））の本年度自社負担額に充当するため。

▼取崩期日 令和5年度期中

※但し、交付金事業費においては、期中における見込額である為、実際の決算額で取り崩しを行うので、差異が発生する場合がございます。

◇任期満了に伴う役員・委員の改選について

1. 役員（候補者）の選考方法

任期満了に伴う役員の選考方法、手続きについては、従来の慣行を踏まえ、「役員選考委員会」制により新役員（理事・監事）の候補者選出を行い、定時総会において新役員を選任、その後開催する理事会において定款第22条第3項及び第30条に基づき、会長以下を選定する。

▽定時総会

理事・監事の選任（定款第12条第1項第2号）

▽理事会

会長・副会長・専務理事・常務理事・常任理事の選定（定款第22条第3項および第30条）

2. 各支部選出理事数・常任委員会委員数の配分について

各支部の選出理事数は、会員総数に対する当該所属支部会員数に応じて算出し、配分する。

各支部の選出常任委員会委員数は、別紙のとおりとする。

3. 役員・委員改選の手続きについて

(1) 役員選考委員会委員、支部選出理事及び常任委員会委員の推薦期限

① 役員選考委員会委員の推薦

令和6年3月22日（金）

② 支部選出理事及び常任委員会委員の推薦

令和6年4月19日（金）

(2) 日程

▽役員選考委員会（3回予定）

令和6年4月中旬～6月

▽定時総会／理事会

令和6年6月4日（火）

◇エコタイヤ助成執行状況について

エコタイヤ助成事業（集計期間R5.5.1～12.31）

▽総申請本数＝109,277本

▽総助成額＝762,229,912円

▽申請状況率＝104.1%

▽予算執行額＝103.6%

◇EVトラック助成執行状況について

EVトラック助成事業（集計期間R5.5.1～R6.2.29）

▽申請台数および助成金額＝30台（75,741,000円）

▽充電設備および助成金額＝0台（0円）

▽EVトラック本体予算執行率＝140.9%

▽充電設備予算執行率＝0%

▼充電設備からEVトラック本体助成へ予算流用ができる為、全体の予算執行率＝88.6%

◇物価高騰対策トラック運送事業者支援金（1回目）執行状況について

物価高騰対策支援金（集計期間R5.8.17～R6.2.29）

▽総申請車両数＝78,577台

▽総支援額＝550,039,000円

▽申請状況率＝98.2%

▽予算執行額＝98.2%

◇物価高騰対策トラック運送事業者支援金（2回目）執行状況について

物価高騰対策支援金（集計期間R6.1.1～R6.2.29）

▽総申請車両数＝78,647台

▽総支援額＝550,529,000円

▽申請状況率＝98.3%

▽予算執行額＝98.3%

第106回適正化事業実行運営委員会

<議題>

(1) 令和6年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画（案）について

(2) 令和6年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算（案）について

(3) その他

◇令和6年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画（案）

※詳細は第237回理事会の記事をご参照下さい。

◇令和6年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 予算（案）

○政令第4号 適正化に関する事業

① 安全運行パトロール＝139,240,000円

② 輸送サービスセンター運営費＝23,040,000円

③ 啓発広報活動費＝3,000,000円

④ 輸送秩序確立対策費＝8,300,000円

▼合計＝173,580,000円

2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク)の申請について

1. 申請案内の公開(2024年5月上旬以降の予定)

- ①申請案内 → (公社)全日本トラック協会ホームページ
- ②申請書・自認書 → Web申請システム・6月上旬稼働(予定)
申請案内(冊子)は5月中旬に同時期に公表・配布(予定)
⇒頒布場所は(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部まで
- ③Web申請の説明動画(YouTube)が5月中旬ごろに(公社)全日本トラック協会のHP配信予定

2. 申請方法(申請方式によって申請の仕方が異なります)

Webもしくは郵送申請のみとなります。

・Web申請(Webのみで完結)

○1回目～5回目の更新(申請方式B、E方式)、6回目の更新(申請方式A、B、C、E方式)については、Web申請システムによる受付のみで、郵送による申請は不要となります。

・郵送申請(Web申請システム作成後、申請書+書類を郵送)

○Web申請システム作成後、申請書を印刷し、「安全性に対する取組の積極性」に係る書類と同封して郵送ください。新規申請、1回目～5回目の更新(申請方式A、C方式)を申請の場合は、「安全性に対する取組の積極性」の挙証書類の提出があるため、申請の際は、①第1号様式または第6号様式の申請書、②自認書(第2号様式)、③「安全性に対する取組の積極性」の資料等をファイルに入れて、下記の送付先へ郵送してください
(資料を郵送する際には一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便(信書用宅配便)など荷物追跡が可能な方法で発送してください)

3. 受付期間

2024年7月1日(月)～7月12日(金) ※土、日は除く。

※郵送の場合、7月12日(金)必着

4. 送付先およびお問い合わせ先

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部
電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

5. その他

※申請期間中は電話及び受付業務が大変混雑するため、申請書類のチェック、お問い合わせについては、6月中にお願い致します。7月は書類の確認を行いませんので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

Monthly News 3月 Mar 2024

3月4日



トラック運送事業者の安全対策・事故防止および法令遵守と通行適正化推進セミナー

大阪府トラック総合会館・研修センターにおいてトラック運送事業者の安全対策・事故防止および法令遵守と通行適正化推進セミナーを開催、会員事業者等118名が参加した。セミナーでは、近畿運輸局大阪運輸支局 自動車監査指導部の担当者より「トラック運送事業者の安全対策と事故防止」について、また、近畿地方整備局 道路部の担当者より「トラック運送事業者の法令遵守と通行適正化」について講義が行われた。

3月12日



就職氷河期世代向け合同企業説明会 ～しごと博覧会 in OSAKA～

大阪市主催による就職氷河期世代向け合同企業説明会が、大阪市北区のAP大阪茶屋町において開催され、ロジスティード西日本株式会社と西濃運輸株式会社が出展し、求職者に向け自社のアピール等を行った。また、各業界団体就労相談ブースでは、トラックドライバーの仕事相談コーナーとして当協会が出展し、トラック運送業界に興味を持つ求職者に対し、業界の魅力やトラックドライバーの仕事内容等について説明を行った。

3月8日



献血活動に協力

当協会は大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて社会貢献の一環として大阪府赤十字血液センターの協力のもと献血を実施した。当日は当協会職員や関係団体の職員が献血活動へ協力した。

3月14日



令和5年度 整備管理者選任前研修

近畿運輸局大阪運輸支局主催による整備管理者選任前研修が岸和田市の岸和田市立浪切ホールにおいて開催、会員事業者71名が参加した。本研修は道路運送車両法施行規則第31条の4に基づき、整備管理者への選任を予定している方向けの研修であり、研修会では近畿運輸局大阪運輸支局 検査・保安部門の担当官より「整備管理者の役割」や「自動車の点検整備の内容」等の講義が行われた。

3月26日



物流の「2024年問題」対策セミナー ～競合から協調の時代へ～〈近畿運輸局〉

近畿運輸局は当協会ならびに近畿5府県トラック協会、大阪商工会議所との共催により、大阪市中央区の大阪歴史博物館において、物流の「2024年問題」対策セミナー～競合から協調の時代へ～を開催、会員事業者や荷主企業等から157名が参加した。セミナーでは国土交通省物流・自動車局ならびに公正取引員会事務総局 近畿中国四国事務所の担当者より行政機関の取組みを、またセンコー株式会社ならびにサンスターグループの担当者より運送事業者・荷主企業の取組みについて講義が行われた。

大阪府トラック協会からの お知らせ

安全運転実践目標は、毎月1日より
当協会のHP上でも閲覧、ダウンロードしていただけます。

当協会 HP も是非ご利用ください。



近畿運輸局からのお知らせ

近畿運輸局関係人事異動

—令和6年4月1日付—
(当協会関係一部抜粋)

近畿運輸局

役職	新任	旧任
自動車交通部次長	山本康彦	後藤孝行
自動車交通部貨物課長	田中康嗣	酒井敏一
自動車監査指導部次長	早水研人	杉田 茂
自動車監査指導部首席自動車監査官	白川祐一	早水研人

大阪運輸支局

役職	新任	旧任
大阪運輸支局長	岡本 昇	稲沢文啓
大阪運輸支局次長	渡邊靖基	辻 弘美
大阪運輸支局首席運輸企画専門官	生島 稔	山崎信一



トラ坊のご存知ですか？

高校生を採用するポイント

高校生採用方法は3種類

- ① **学校斡旋**
ハローワークを通じて発行された求人票を学校内で閲覧し、学生が先生と相談したうえ、調査書や推薦状等と共に採用試験を受ける方法。
高校生採用のほとんどを占める。
- ② **自己開拓**
高校生本人が求人を見つけ、就職活動を行う方法
例) アルバイト先への就職など
- ③ **その他**
縁故採用など

主流となっている学校斡旋について

① 事前準備

ハローワークで行われる「学卒求人説明会兼公正採用選考人権啓発推進員研修会」に参加する
※大阪府では令和5年度においては、会場を設定せず、【公正採用選考及び学卒求人のルールに係る動画】の視聴をもって、学卒求人説明会兼公正採用選考人権啓発推進員研修会に出席したこととする取扱いでした。令和6年度の取扱いについては事業所の管轄ハローワークへお問合せください。

大阪労働局ホームページ：

<https://https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>



② 6月1日から

ハローワークにて求人の申し込み手続を行う



③ 7月1日から

求人票の返戻

返戻する求人票にはハローワークの受付印が押印されています。受付印のない求人票は学校が受理しませんので、必ず返戻時に確認しましょう。



④ 求人活動の開始

各学校へ、求人票のコピーの郵送や学校訪問等を行い、求人活動を開始する。

その後学生と先生が応募先を相談し、求職先が決定



⑤ 9月5日から

応募があった場合、事業所あてに学校より統一応募用紙が9月5日以降に到着するよう送付される。



⑥ 9月16日から

採用試験など、選考開始

採否の決定（選考開始後少しでも早く結果通知を書面にて送りましょう）

大阪府からのお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は **5月31日(金)** です。
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター 0570-020156

一部のIP電話等でつながらない場合は 06-6776-7021 までお願いします。

・受付時間 平日 9:00~17:45

・このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。

携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。

なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

・お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。

・納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

・大阪府以外のナンバープレートの個別の自動車については、該当の都道府県にお問合せください。

・二輪の小型自動車、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車等の定置場の所在地を管轄する市町村にお問合せください。



自動車税 AI チャットボット

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットが24時間365日いつでもお答えします。

詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税(種別割)は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税(種別割)の課税対象となります。

自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録(廃車)の手続きをしてください。

○引越の際には運輸支局での自動車の住所変更登録が必要です！

すぐに住所変更登録ができない場合は、**大阪府へ納税通知書等の送付先変更手続き(住所変更届出)**をお願いします。

○自動車税(種別割)はキャッシュレスでも納付することができます！

自動車税(種別割)は、金融機関・コンビニエンスストア等での納付のほか、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード納付、ペイジー納付等も可能です。

詳しくは、府税のホームページ「府税あらかと」をご覧ください。

○納期限までに納めていただけない場合は…

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押え等)が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

※府税を一時に納めることができない場合には、納付を猶予する制度があります。

納付が困難な方は、お早めに管轄の府税事務所・大阪自動車税事務所にご相談ください。

©大阪府財務部税務局徴税対策課

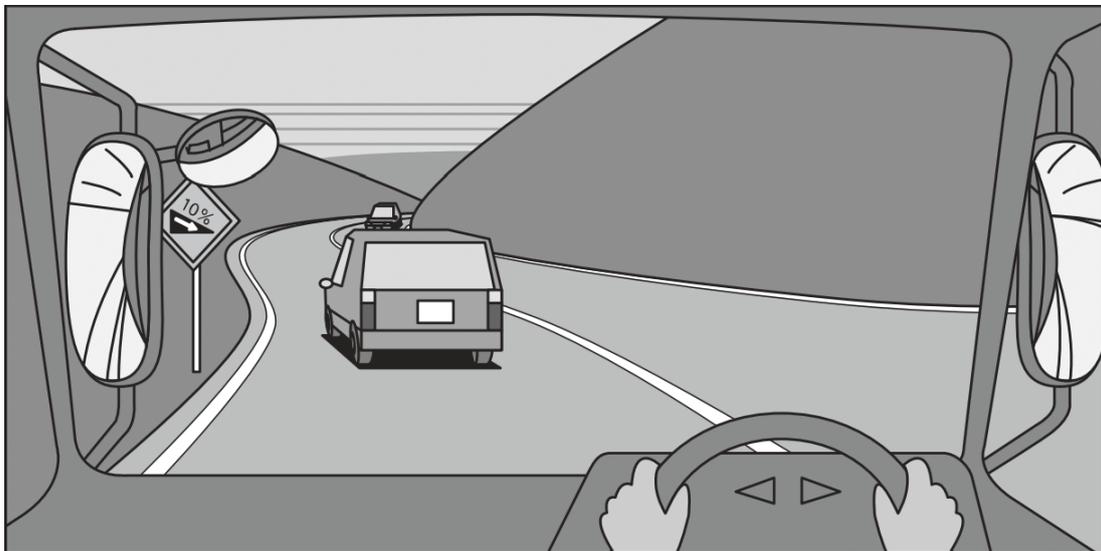
各社ドライバー教育にご活用ください

このコーナーでは、危険予知訓練（KYT）のKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問題

下り坂のカーブの走行

あなたは長い下り坂のカーブを走行しています。道路脇には下り勾配 10% の標識が設置してあります。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。



どのような危険がありますか？

- ①
- ②
- ③

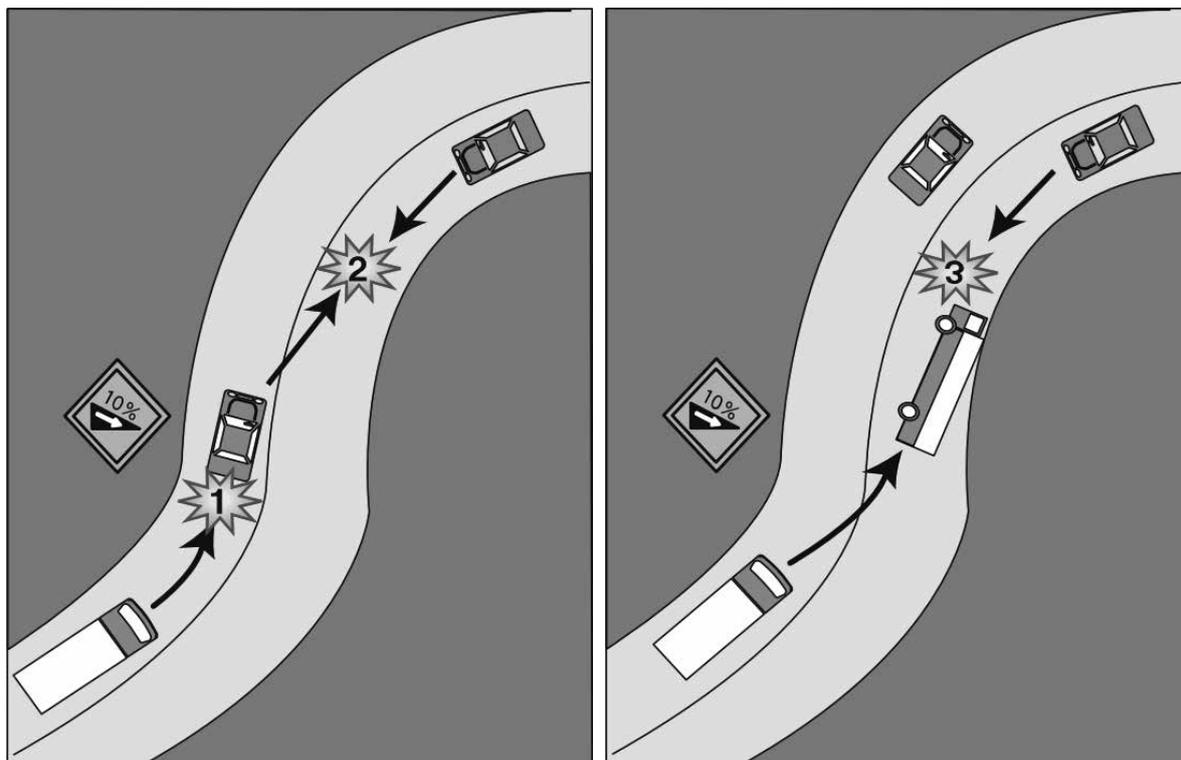
どのような運転をすれば安全ですか？

- ①
- ②
- ③

(企画・制作 (公社) 全日本トラック協会)

解説 下り坂のカーブの走行

事故パターン



危険要因

- ① 前車が減速すると、追突する。
- ② 追突された前車が対向車線にはみ出して対向車と衝突したり、自車がセンターラインをはみ出して対向車と衝突する。
- ③ S字カーブになっており、ハンドル操作やブレーキ操作が不適切だと横転して対向車が衝突する。

安全運転の方法

- ① 急な下り坂は速度が出やすいので、エンジnbrakeや排気brakeなどを活用して速度をコントロールするとともに、前車との車間距離も十分にとっておく。
※ 下り坂でフットbrakeを多用すると、brakeの効きが悪くなる「フェード現象」が発生し、きわめて危険な状態になるので注意すること。
- ② S字カーブはハンドルを切り返すことから、とくに横転しやすいので、ハンドルやbrake操作は慎重に行う。

お知らせ①

『運輸ヘルスケアナビシステム®』は
Gマーク加点对象です



Gマークの詳細は
全ト協HPから



 Gマーク加条件はナビシステムを使い、受診勧奨や指導が必要となります。
そのため、健康診断結果データの当法人への提出締切日は
2024年度Gマーク申請分は2024年5月31日(金)必着 となります。

運輸ヘルスケアナビシステムとは、全ト協が構築した定期健康診断をフォローアップするシステムです。
詳しく知りたい、導入を検討したいとお考えの事業者様を対象に毎月、WEBにて実践的活用のための合同説明会を開催しています。

- ・4月の開催日 4月 17日(水) 14:00~15:00
- ・5月の開催日 5月 9日(木) 10:00~11:00
5月 23日(木) 14:00~15:00

お問い合わせは当法人HP、または専用ダイヤル06-6167-8171へどうぞ。



お知らせ②

第28回
安全と健康を推進する協議会



両輪会は「気軽に活きた情報交換ができる場があれば…」との運輸関係の事業者の方々の声により、2008年4月にスタートした協議会です。
「安全・健康管理に熱意のある方ならどなたでも参加できます。」

5/22 水

13:30~16:45

会場開催
Live配信
のハイブリット開催!

会場

大阪大学中之島センター
7階 セミナー室7D
大阪市北区中之島4-3-53



詳細はHPにてお知らせいたします。皆様のご参加をお待ちしております。





大ト協 助成金対象 SASスクリーニング検査は
大阪府トラック総合会館 3階
全ト協 SAS対策事業指定機関/大ト協 SAS検査受託機関
NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)へ



SAS&NAVI無料お悩み相談会も実施中です。
お気軽にお問い合わせください。

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL: 06-6965-3666
URL: <https://www.ochis-net.jp/>

FAX: 06-6965-5261
E-mail: sas@ochis-net.com




ヘルスケアネットワーク

検索



ファースト
ステージ 令和6年 4/1月～9/30月

令和6年度 自動車共済 新規獲得 推進キャンペーン

入賞条件

A・Bの各部門別に上位3位までの地域へ
表彰及び副賞を贈呈

A 新規契約事業者数部門

B 自動車共済契約掛金部門

特賞

新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様に

選べるギフト進呈

ご契約について
の
お問い合わせや
ご相談は下記まで
お電話ください。

営業課(本部)
河北事務所
泉州事務所
奈良事務所
和歌山事務所
滋賀事務所
京都事務所
キンコウセーフティ(株)【代理店】

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2
〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3(北部地区輸送サービスセンター内)
〒590-0985 堺市堺区戎島町4-45-1(ポルトラスセンタービル3階)
〒630-8231 奈良市本子守町1-1(奈良上三条ビル4階)
〒640-8341 和歌山市黒田1-1-19(阪和第一ビル4階)
〒520-3047 堺東市手原3-1-25(堺東市商工会館内)
〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館内)
〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2

TEL.06(6965)2824
TEL.06(6381)6544
TEL.072(231)9781
TEL.0742(90)0510
TEL.073(403)6486
TEL.077(502)0210
TEL.075(671)1894
TEL.06(6965)2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyu.or.jp>



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合営業課 06-6965-2824

被扶養者でなくなった時は

令和5年度の被扶養者現況報告書のご提出、ありがとうございました。
皆様のご協力により、被扶養者現況確認が終了しました。
現況確認は、ご家族の方が健康保険の被扶養者の基準を満たしているかを再確認して、
皆さんからいただいた保険料を適正に使用するために必要なことです。
今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

被扶養者でなくなった時は「被扶養者(異動)届」をご提出ください。

その際、必ず健康保険証を添えてください。

例えば・・・



就職したとき

就職先で健康保険に加入した場合、大貨健保の被扶養者ではなくなります。

年間収入が130万円以上 になるとき

パート収入(非課税交通費を含む)や、その他の収入の合計が年間130万円以上となる場合、被扶養者に該当しなくなります。

★ 60歳以上または障害者の方は年金を含めて「180万円」となります。

- 政府による「130万円の壁」への対応策として、パート等で働く人が繁忙期に一時的に年収が130万円を超えても、パート先の事業主がそれを証明することで引き続き被扶養者となります。(連続して2回まで)
- 被扶養者の認定要件は収入だけではないため、その他の要件を満たさないことにより、被扶養者に該当しない場合もあります。



扶養の認定などについては、適用係 Tel.06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適
- ★国の制度（中小企業退職金共済制度）との重複加入も可能
- ★加入対象者の年齢は満15歳以上満80歳未満の方

『給付表』

口数 月額 掛金 加入年数	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社に、委託割合に応じた運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更されることがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は令和6年3月現在のものです。)

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

近畿地区軽油価格調査集計表(2024年2月分)

全ト協調べ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	128.47	114.48	126.83

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	125.21	114.40	133.78
出光昭和シェル	142.13	114.56	120.75
キグナス			
コスモ	121.00	114.58	126.00
その他	127.33	114.43	122.03

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	131.20	114.91	128.25
30～50キロリットル未満	120.55	114.73	117.55
50～100キロリットル未満	121.00	113.00	
100キロリットル以上	121.60	113.10	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	131.00	114.28	119.75
30～60日未満	127.84	114.19	127.91
60日以上	141.00	116.60	

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年10月	123.15	109.56	121.41
2023年11月	123.48	112.04	122.61
2023年12月	127.55	114.57	122.51
2024年1月	127.60	114.47	125.74
2024年2月	128.47	114.48	126.83

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

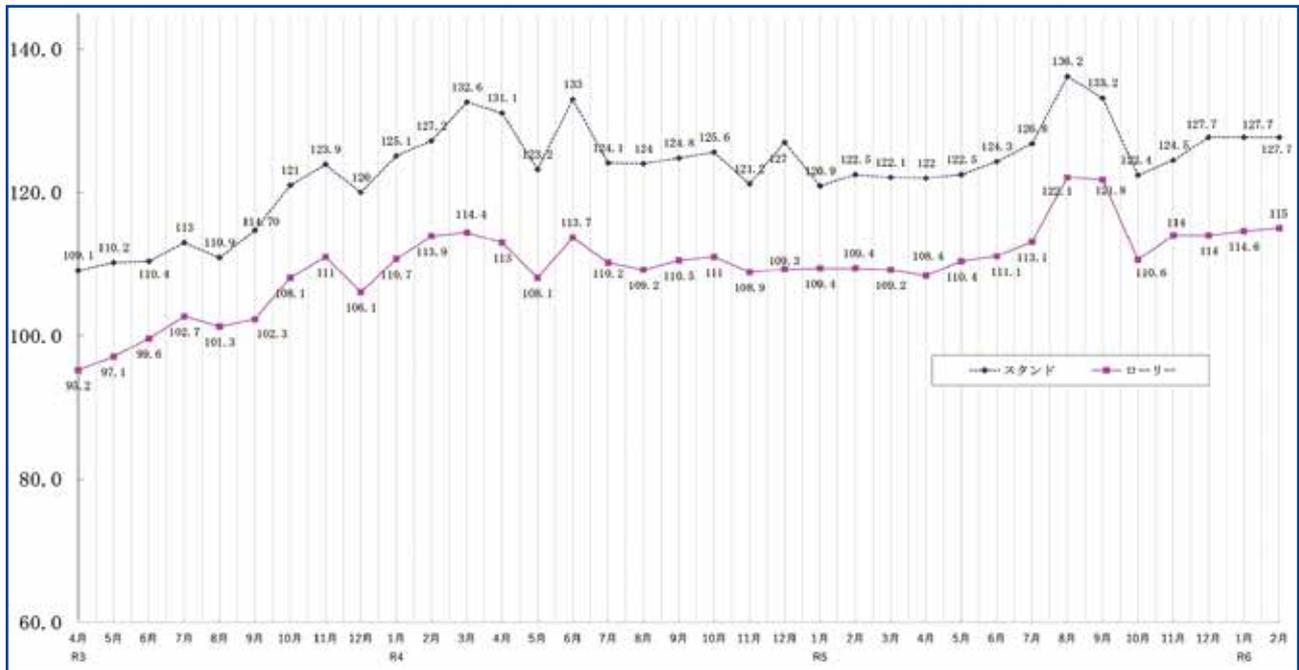
(2024年2月度)

大ト協調べ

※消費税抜き価格です

項目 元売別	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	130.2	118.5	114.3	111.7
出光	126.9	114.5	117.1	109.9
昭和シェル	129.8	120.0	113.9	113.5
モービル				
エッソ			116.0	116.0
ゼネラル			120.0	120.0
キグナス				
コスモ	127.5	116.3	115.1	113.3
その他	123.7	114.5	113.0	111.0
全社	(加重平均値)127.7	(最低価格)114.5	(加重平均値)115.0	(最低価格)109.9

軽油購入価格推移表 (平均値)



近畿の交通情報 (規制終了が早い順に掲載しております)

- **実施中 (4月25日まで)**
東名阪道 伊勢関 IC ~ 名古屋西 IC (上下線) 昼夜連続車線規制
- **実施中 (4月26日まで)**
阪神高速 4号湾岸線 大浜 ~ 泉大津 (上下線) 終日通行止め
- **5月12日**
大阪市浪速区 堺筋 恵比寿入路交差点 ~ 日本橋 3丁目南交差点 イベント開催による交通規制
- **5月7日 ~ 5月18日**
新名神高速道路 菟野 IC ~ 草津 JCT (上下線) 昼夜連続・車線規制および夜間通行止め
- **5月18日 ~ 6月9日**
名神高速道路 八日市 IC ~ 小牧 IC (上下線) 昼夜連続車線規制および IC 閉鎖
- **5月20日 ~ 6月28日**
名阪国道 小倉 IC → 五月橋 IC (上り) 終日一車線規制
- **実施中 (令和6年上半期まで)**
中国道 池田 IC ~ 宝塚 IC (上下線) 終日車線規制
- **実施中 (令和6年9月まで)**
阪神高速 5号湾岸線 南芦屋浜 ~ 鳴尾浜 (上下線) 車線規制
- **実施中 (令和6年9月まで)**
東名高速道路 静岡エリア 袋井 IC ⇄ 掛川 IC 昼夜連続車線分離規制
- **実施中 (令和6年秋頃まで)**
阪神高速 16号大阪港線 阿波座付近 (天保山方面) 終日1車線規制
- **5月7日 ~ 12月13日**
北陸道 米原 IC ~ 朝日 IC (上下線) のうち 14 区間 昼夜連続対面通行規制等
- **実施中 (令和6年12月中旬まで)**
中国道・広島道 昼夜連続対面通行規制のお知らせ
- **実施中 (令和7年3月末まで)**
阪神高速 14号松原線 喜連瓜破 ~ 三宅 JCT (上下線) 終日通行止め
- **実施中 (令和7年3月末まで)**
国道 423号 (新御堂筋) 新淀川大橋付近 終日1車線規制
- **実施中 (令和7年上半期まで)**
阪和自動車道 三原 IC 入口 特殊車両通行不可
- **実施中 (終了未定)**
関西国際空港連絡橋 りんくう JCT ~ 関西国際空港 IC (上下線) 車線規制



その他の道路規制や最新情報は当協会 HP や各道路会社 HP の道路規制情報をご覧ください

トラック関係施策に関する要望と結果について

トラック広報令和6年1月号にて、「令和6年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱(速報版)」ならびに、トラック関係「令和5年度補正予算・令和6年度予算案」についてご案内いたしましたが、このたび3月28日に令和6年度予算が国会で成立いたしましたので、「令和6年度トラック関係施策に関する要望と結果(最終版)」についてご案内いたします。

※令和6年度トラック関係施策に関する要望と税制改正大綱の主な内容は次のとおり

令和6年度トラック税制改正関連要望事項と税制改正大綱の主な内容

要望事項	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定版)の内容
●税制改正関連要望事項	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減	・自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。また、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める」とされた。
(2) 自動車関係諸税における営自格差の拡充	・自動車税における営自格差の見直しについては、言及されなかった。
(3) 自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については、言及されなかった。
2. 特例措置の延長	
(1) 物流総合効率化法に基づく特例措置の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(2) 少額資産即時償却の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(3) 地方拠点強化税制の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(4) 中小企業向け賃上げ促進税制の延長	・適用期限が3年延長された。 ・措置内容を見直し、最大控除率が現行の40%から45%に引き上げられた。 ・新たに繰越控除制度を創設し、控除限度上限額を5年間繰越できることとされた。
3. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。

※令和6年度トラック関係施策に関する要望と令和5年度補正予算・令和6年度予算案の主な内容は次のとおり

令和6年度トラック関係施策に関する要望と令和5年度補正予算・令和6年度予算案の主な内容

要 望 事 項	
●道路関係要望事項	<p>令和5年度補正予算</p> <p>○令和5年度補正予算については、令和5年11月29日に成立した。</p> <p>物流革新緊急パッケージ関係として、総額で一般331億円、エネ特409億円、財政投融资200億円が措置された。</p> <p>①物流革新緊急パッケージ関係予算(物流・自動車局)(159億円)</p> <p>②物流効率化に向けた先進的な実証事業(55億円)＜経産省事業＞</p> <p>③物流2024年問題への対応のうち物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策(25億円)＜農水省事業＞</p> <p>④港湾の生産性向上に資する技術開発の推進(1.9億円)</p> <p>⑤商用車の電動化促進事業(409億円)＜環境省・経産省連携事業＞</p> <p>⑥サステナブル倉庫モデル促進事業(61億円の内数)＜環境省連携事業＞</p> <p>⑦高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(78億円)</p>
1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進	
2. 高速道路料金等の引下げ	
3. 物流基盤の整備	<p>令和6年度予算(物流・自動車関係)</p> <p>○令和6年度予算については、令和6年3月28日に成立した。</p> <p>(○トラック運送事業関係)</p> <p>①荷主対策の深度化に係るフォローアップ(0.3億円)</p> <p>②トラック運送業における働き方改革の推進(0.78億円)</p> <p>③自動車運送事業の安全総合対策事業(13.29億円)</p> <p>④モーダルシフト等推進事業(0.41億円)</p> <p>⑤災害時等におけるサプライチェーンの確保等による物流施設の災害対応能力の強化(0.11億円)</p> <p>⑥低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業(29.65億円)＜環境省連携事業＞</p> <p>⑦環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(3.37億円)＜環境省・経産省連携事業＞</p> <p>⑧トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業/新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業(62億円の内数)＜経産省事業＞</p>
4. その他諸施策の推進	
●予算・施策関係要望事項	
1. 「物流の2024年問題」解決に向けた支援	<p>(○道路関係)</p> <p>①災害時における物流・人流の確保(6,670億円の内数) ※令和5年度補正予算2,551億円を含む</p> <p>・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等</p> <p>②通学路等の交通安全対策の推進(2,722億円の内数) ※令和5年度補正予算210億円を含む</p> <p>・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等</p> <p>③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(4,228億円の内数) ※令和5年度補正予算426億円を含む</p> <p>・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車マス不足の解消 等</p> <p>④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(5,799億円の内数) ※令和5年度補正予算2,076億円を含む</p> <p>・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用 等</p>
2. 燃料価格高騰への支援	
3. 環境・交通安全対策に係る支援	<p>(○厚生労働省関係)</p> <p>①働き方改革推進支援助成金(71億円)</p> <p>②業務改善助成金(8.2億円)</p> <p>③人材開発支援助成金(訓練関係)(645億円の内数)</p> <p>④民間企業における女性活躍促進事業(1.9億円)</p> <p>⑤両立支援等助成金(育児休業等支援コース)(40.2億円)</p> <p>⑥自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業(1.7億円)</p>
4. 施策要望	

新米トラガール ひかりちゃん

作/たあちゃん



今回の4コマですが、つばさちゃんのように、「トラックドライバー」が就職を目指す女性のあこがれの的になるような職業になってもらいたいですね。

さて、先月まで複数回に渡り、人材不足の業界である運送会社がとるべき人材確保戦略についてお話してきましたが、今回は、戦略というよりは、戦略に伴う法令上の注意事項という観点からお話したいと思います。

求人広告を見ていると、「就職祝い金があります」や「リファラル（紹介）制度あります」のように就職に関して、お金が支払われるケースがよく見受けられます。運送業界以外もこうした制度を導入している企業は多いのですが、中には知らず知らずのうちに法令違反を起こしているケースもありますので、注意喚起させていただきます。一つ目は、就職祝い金や就職支度金ですが、入社前に支払う場合は、「契約金」の位置づけにより、課税対象となります。また、入社後一定期間後に支払われる場合は、「給与所得」として課税され、さらには会社の賃金規程に規定（具体的な金額が定められている場合）されている場合は、社会保険料の対象（昭和22年9月13日発基第17号法第11条関係3）にもなりますので、注意して下さい。

しかし、この就職祝い金や支度金が引越し費用等を賄う「実費弁償的な性質のもの」と判断できる程度の金額であれば、課税の対象にならないということもできますが、税務調査や労働調査の際に「社会通念上相当金額」と認められない場合は課税対象となりますので、その点もご留意ください。

続いて、「リファラル（紹介）制度あります」についてですが、在職中のドライバーさんがドライバーを紹介し、それに対して一時金を支払う制度ですが、こちらもきちんと賃金規程に定め、課税の対象として処理しましょう。よく、「10万円紹介料で渡すわ!」という声も聞こえてきますが、厳密には「10万円から源泉を徴収して支払うわ」となります。以上、会社が従業員にお金を支払うためには、その「状況」と「法令」を意識して行うことが重要であると、経営者の皆様、肝に銘じておきましょう。

X-Y-Zパートナークリエイト. 特定社労士 戸川一秋

SNS 更新中!!



エックス



Instagram



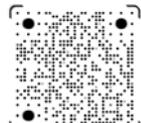
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION



YouTube



TikTok



大阪府トラック協会
ぜひ、チェック&フォロー
お願いします!



府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
一般	増車	(2)407	(8)466	(7)554	(10)683	(39)842	(31)1,017
	減車	428	447	497	717	698	846
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(2)407	(8)466	(7)554	(10)683	(39)842	(31)1,017
	減車	428	447	497	717	698	846

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

※ () 新規許可 タクデリ:0件(0台)

◎運行管理者等指導講習業務

(令和6年2月末現在)

年月	区分	一般講習			基礎講習		特別講習		
		開催回数	受講者数と区分		開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	
			運行管理者	補助者等					計
令和6年2月		9	289	65	354	0	0	0	0
令和5年度累計		56	2,009	457	2,466	4	422	3	40

◎適性診断業務

(令和6年2月末現在)

年月	区分	受診者数						合計
		任意		義務				
		一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和6年2月		829	1	321	59	6	0	1,216
令和5年度累計		7,500	2	3,647	639	75	5	11,868

NASVAだより

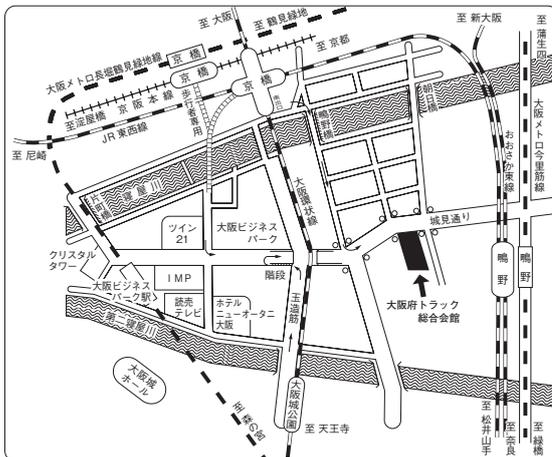
お悔やみ申し上げます

相馬運送(株) (交野市星田2ノ6ノ26=東北支部) 社長 相馬道治殿、3月16日死去、89歳。葬儀は3月19日正午から交野市星田北4ノ31ノ15の交野典礼会館にて執り行われた。

(株)カンサイ親栄 (株)阪堺エクスプレス (岸和田市神須屋町316ノ7=泉州支部) 社長 前田廣喜殿、3月3日死去、57歳。葬儀は近親者のみで執り行われた。



大阪府トラック総合会館



●交通のご案内●

- JR大阪環状線・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・
 - 「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分
 - 「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分

新就学児童に配布するための 安全教育用下敷きを作製

当協会は交通安全教育の一助となるべく、大阪府下の新就学児童(新小学1年生)に配布するための安全教育用下敷きを作製した。

警察庁によると令和5年の交通事故件数において、全国で起きた歩行中の交通事故のうち、年齢別の死傷者数では7歳が717人と最も多い。7歳は小学1年生にあたり、保育園や幼稚園等のように保護者の送り迎えが無くなり一人での行動が増えており、また、交通ルールへの理解も不十分であり、危険予測もできず事故に遭うケースが多い。

このような状況の中、当協会が作製した安全教育用下敷きは、歩行時や自転車乗車時のルールや、道路標識の見方、トラックの死角等について解説しており、子供が見てもわかりやすいデザインとなっている。今後、安全教育用下敷きについては大阪府下の教育委員会や各市町村を通じ、新小学1年生、約78,000名に対し、配布することとしている。



表面



裏面

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。
編集・発行 一般社団法人 大阪府トラック協会

大阪府内の小学生からトラックドライバーの
皆さまへ直筆メッセージ 

荷物を運んでくれてありがとうございます

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000(代表) FAX 06-6965-4019
ホームページ <https://www.truck.or.jp/>
トラック広報 2024年4月号(通巻724号)
令和6年4月15日発行(毎月1回15日発行)

4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

令和6年 春の 4月6日(土) 4月15日(月)
全国交通安全運動

大阪重点
高齢者の交通事故防止

全国重点

- こどもが安全に通行できる
道路交通環境の確保と安全な
横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と
「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時の
ヘルメット着用と交通ルールの遵守

スローガン
身につけよう 交通ルールと ヘルメット

大阪府交通対策協議会YouTubeチャンネル▶
大阪 交通対策 チャンネル 検索

三戸なつめさん

STOP! ながらスマホ

大阪府交通対策協議会
障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなで作っていきましょう。

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	1,892	1,677	1,879	1,916	1,802
死者数	20	17	22	15	19
負傷者数	2,321	1,970	2,207	2,258	2,158

● 各年の2月末までの確定値

区分 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	278	239	240	250	250
死者数	3	2	1	5	1
負傷者数	329	276	274	288	295

● 各年の2月中の確定値

区分 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	151	122	115	127	134
死者数	3	1	1	0	1
負傷者数	185	138	134	154	153

注：件数は事業用貨物自動車が1当となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第2号
令和6年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川才助

自動車安全運転センターが交付する 「運転記録証明書」発行手数料の助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、令和6年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 670円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

3. 助成期間

令和6年4月1日（月）～ **令和6年6月28日（金）**

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限ります。（郵送の場合は必着）

※ なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。

4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます（後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます）。申請先は**自動車安全運転センター大阪府事務所（住所は下記記載のとおり）**に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※（一社）大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください（郵送での対応はいたしかねます）。

※申請書は（一社）大阪府トラック協会の印字された用紙が有効となります。

※年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。

5. その他

個人情報保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

<助成に関するお問い合わせ先>

（一社）大阪府トラック協会 業務部
TEL.（06）6965-4033

<発行・申請等に関するお問い合わせ先>

〒571-0033
門真市一番町23-16（大阪府警察本部門真運転免許試験場内）
自動車安全運転センター大阪府事務所
TEL.（06）6909-5821

通 報

大ト協第3号
令和6年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

令和6年度 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付となりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-124-1）

3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

- ・安全運転実車走行（基本走行）約1時間
- ・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

4. 研修受講料

中型：26,400円、準中型：23,100円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：13,200円、準中型：11,550円）となります。

※ ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

6. 研修受講予約の受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

7. 研修受講予約以降の流れ

① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。

予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

< 受講予約・申込先 >

堺自動車教習所 TEL (072) 227-6620

FAX (072) 221-6403

（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～18:00 年末年始以外無休）

② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。（令和7年2月28日（金）締め切り）

※提出先【郵送先】

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

一般社団法人大阪府トラック協会 業務部

8. 助成（利用）制限

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

9. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL (06) 6965-4036

堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1
電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴラリージェンシー側)を出てください
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折
100メートルほどで左側が教習所です。

「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日		令和 年 月 日		
事業者名	Ⓜ					
支店名・営業所名						
会社所在地	〒 -					
電話・FAX番号	電話 ()	FAX ()				
申請責任者	役職	氏名				
教習車 (選択するものに○)	中型(5.5t) ・ 準中型(2t)					
研修受講者	ふりがな					
	氏名					
	緊急連絡先 (携帯電話等)					
	受講希望日	令和 年 月 日() 午前・午後 : ~ :				
	現有免許 (いずれかに○)	普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講開始()分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください 2. 運転に適した服装でお越しください 3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります) 4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。 また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。 5. その他 					

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403

準中型車両・中型車両 安全運転研修プログラム(3時限)

時刻	項目	内容	備考
	オリエンテーション	① 研修目的説明 ② プログラム内容説明 ③ 注意事項説明(運転免許証の確認含む)	10分
	所内走行	① 慣熟走行 ・ 所内外周及び幹線コース走行 ② S・クランクコース走行 ・ 前進及び後退での走行 ③ 方向変換・縦列駐車・あい路走行 ・ 後退誘導も含めた車体、車輪感覚(内輪差の理解)	40分
	一般道路走行	① 市街地走行 ・ 遵法運転 ・ 住宅街における車体感覚及び危険予測 ・ 振出し確認の重要性 ・ 安全な交差点通行(右左折方法含む)	80分
	まとめ	○ 講評	10分
	終了	○ 解散	

※ 休憩は状況により、適時確保いたします。

※ 現有免許により、安全運転研修プログラムの変更があります。



(様式 1)

所属支部 _____ 支部
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和6年度 初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (中型 @13,200円× 名分)
(準中型 @11,550円× 名分)

※金額訂正は不可

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座・普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	令和6年 4月 1日 (中型・準中型)
1		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)
2		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)
3		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

- ① 修了証 (写) ② 領収証 (写)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

通 報

大ト協第4号
令和6年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

「適性(一般)診断」受診料助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、令和6年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断(一般診断)を受診させる場合に限る。

2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所 (滋賀県を除く)
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・堺自動車教習所
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社
- ・近鉄自動車学校

3. 助成額

受診者1名あたり **2,400円(税込み)**

(カウンセリング付を受講された場合は、カウンセリング代のみ自社負担となります)

4. 助成期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

5. 申込方法

各実施機関専用申込書で受診することにより、当日受診料を支払う必要はありません。(後納扱いとなり、大阪府トラック協会に対し一括請求されます。)

●独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

- ①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。
- ②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口へ提出して下さい。
※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター

- 大阪都島自動車学校 ●堺自動車教習所 ●大阪香里自動車教習所
- エムケー物流株式会社 ●近鉄自動車学校

- ①各実施機関へ電話、FAX、ホームページのいずれかにて受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて各実施機関専用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センターを除く。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を各実施機関の窓口へ提出して下さい。(受診当日までに必要事項を記入してください。)

6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受診についても助成対象といたします。ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

7. 適性(一般)診断に関する問い合わせ先

- 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL. (06) 6942-2804
- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
TEL. (06) 6613-1800
- 大阪都島自動車学校
TEL. (06) 6922-1200
- 堺自動車教習所
TEL. (072) 242-8070
- 大阪香里自動車教習所
TEL. (072) 831-0668
- エムケー物流株式会社
TEL. (072) 882-0070
- 近鉄自動車学校
TEL. (072) 331-2424

通 報

大ト協第5号
令和6年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川才助

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の従業員に「2. 助成対象機関」において「運行管理者・基礎講習」を受講させた場合に限る。

2. 助成対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (滋賀県を除く、近畿各支所)
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所 (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社 (6) 大阪日野自動車株式会社
- (7) 近鉄自動車学校 (8) サントリーロジスティクス株式会社
- (9) 八尾自動車教習所

3. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

4. 申請期間

- (1) ●独立行政法人自動車事故対策機構 (滋賀県を除く、近畿各支所)

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

- (2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター
●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社
●近鉄自動車学校 ●サントリーロジスティクス株式会社
●八尾自動車教習所

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※上記期間中に基礎講習を受講したもの。

5. 申請方法

- 独立行政法人自動車事故対策機構の場合(滋賀県を除く、近畿各支所)
- ① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書(様式1)
※10名以上受講の場合は、様式2も使用してください
 - ② 基礎講習修了書(写) **※手帳の写しは不可。**
 - ③ 領収証(写) **※余白等に受講者名をご記入ください**
- ・受講当日は、1名あたり受講料8,900円が必要となります。
・受講後上記書類を「6. 申請先」に郵送にて1名あたり4,450円の助成申請が必要となります。

- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社
●近鉄自動車学校 ●サントリーロジスティクス株式会社
●八尾自動車教習所
- ・上記各機関の場合、受講当日は、1名あたり受講料の1/2の金額(4,450円)で受講ができ、受講後の助成申請は不要となります。
※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先(郵送先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
一般社団法人 大阪府トラック協会 業務部
TEL:(06)6965-4036

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますよう、よろしくお願いたします。

8. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受講についても助成対象といたします。**ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限ります。**

9. 受講に関する問い合わせ先

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL : (06) 6942-2804
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
TEL : (06) 6613-1800
- (3) 大阪香里自動車教習所 TEL : (072) 831-0668
- (4) 大阪都島自動車学校 TEL : (06) 6922-1200
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社 TEL : (06) 6458-3012
- (6) 大阪日野自動車株式会社 TEL : (06) 6474-1856
- (7) 近鉄自動車学校 TEL : (072) 331-2424
- (8) サントリーロジスティクス株式会社
TEL : (072) 244-7361
- (9) 八尾自動車教習所 TEL : (072) 999-1234



所属支部 _____ 支部 _____
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

令和6年度 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ 4,450円 × _____ 名分)

※金額訂正は不可

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別（当座・普通） _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧（11名以上受講の場合は様式2も使用してください。）

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	令和 4年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
2		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
3		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
4		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
5		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
6		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
7		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
8		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
9		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
10		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 基礎講習修了書 (写)

② 領収証 (写) ※余白等に受講者名を記入ください。

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

(様式 2)

受講者一覧 (様式1の続き)

※11名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は300,000円とします。

ただし、ドライバーが個人で特例教習・免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象

全ト協の交付要件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限りです。

- ① 当該**会員**事業者が、令和5年(2023年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和5年(2023年)4月1日以降に**公安委員会指定**自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得し、その**費用の全額を当該事業者が負担していること。**
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者_に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤ 当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥ 当該運転者が、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等により、準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和5年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法

希望者(事業者)は**受験資格特例教習の受講、準中型免許取得、限定解除後**に、「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書」とともに、下記の

①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ① 公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ② 従業員として雇用していることを確認するもの
(健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類)
- ③ 特例教習受講修了の書類または運転免許証の写し **(限定解除は両面)**
- ④ 運転者として在籍していることを確認するもの (いずれかで可)
(直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳)

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ先 (06) 6965-4036

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成 申請書

(一社)大阪府		トラック協会会長 殿		申請年月日		年 月 日			
事業者名		印	法人番号						
支店名・営業所名									
会社所在地		〒 ー							
電話・FAX番号		電話 ()		FAX ()					
申請責任者		役職		氏名					
特 準 例 中 教 習 免 許 取 得 者 ま た は	ふりがな								
	氏名								
	生年月日		年	月	日生	年齢	歳		
	採用年月日		年	月	日				
	受講・取得内容 (いずれかに○)		(1)特例教習の受講 (2)①準中取得 (2)②5トン限定解除						
特例教習受講もしくは 準中型免許取得 (限定解除)年月日		年	月	日					
指定教習所等名称									
受講・取得費用		円							
助成金申請額		円							
振込先 金融機関		金融機関名		銀行		支店			
		ふりがな 口座名義							
		口座番号		普通・当座					
添付書類		1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他:) 3. 受講修了の書類または運転免許証の写し 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (直前勤務日の運転日報・点呼簿・運転者台帳・その他:)							

※ 下記の同意内容を確認の上、□欄にチェック(☑)をご記入ください。

上記受講者・免許取得者の本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。(各ト協の助成制度は除く)

通 報

大ト協第10号
令和6年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中 川 才 助

自動点呼機器導入促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では自動点呼機器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 募集期間 **令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)**

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で**即時受付を終了**といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 **1事業者あたり1台、上限を100,000円とする。**

(契約期間中のサービス利用料を含む)

※Gマーク事業所を要する事業者は2台(上限200,000円)とする

3. 助成対象

全ト協の交付用件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限りです。

①大阪府トラック協会の会員事業者であること。

②助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器（別表）で、**令和6年4月1日以降**に、新たに導入した機器とする。

③導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない**。

④**中小企業者で、大阪府下の事業所へ導入したものとする。**

（中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者。資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）

4. 助成申請方法

希望者（事業者）は**点呼支援機器等導入後**に、「**自動点呼機器導入促進助成 請書**」とともに、下記の(1)～(4)の添付書類を添えて申請を行ってください。

(1)取扱店に支払った導入費用の領収証の写し

(2)契約書またはサービス利用申込書（又はシステム使用申込書）の写し
（表紙のみ、利用規約以降は省略可）

(3)管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類の写し

（2）に記載されている場合は、不要）

(4)運輸局に提出した「業務後自動点呼の実施に係る届出書」の写し（受理印の押されたもの）

(5)Gマーク認定書の写し（2台申請の場合に限る）

5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部 宛

お問い合わせ電話番号（06）6965-4033

○認定機器一覧（令和6年3月1日現在）

メーカー名	自動点呼機器の名称	認定日
(株)ナブアシスト	点呼+（プラス） デスクトップ版 (NDKAP200J)	2023年2月7日
	点呼+（プラス） ロボット版 unibo (NRTAP200U)	2022年12月13日
	点呼+（プラス） ロボット版 Kebbi (NRTAP200K)	2023年6月20日
(株)NPシステム開発	AI 点呼システム (TNK-NASYS / TNK-DASYS)	2023年1月24日
(株)アネストシステム	BusinessSupportSystem (BSS) 自動点呼機能	2023年3月23日
(株)ウイズ	タブレット自動点呼「kenco (ケンコ)」	2023年3月23日
(株)コア関西カンパニー	Cagou IT 点呼	2024年1月17日
中央矢崎サービス(株)	自動点呼システム「SAN 点呼」TH-01	2023年8月24日
東海電子株式会社	e 点呼セルフ Type ロボケビー	2023年6月20日

※随時機器を認定し、その結果を下記の国土交通省ウェブサイトにおいて公表

【運行管理高度化検討会のページ】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

通 報

大ト協第11号
令和6年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才助

血圧計導入促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、健康起因事故や過労死の原因のひとつである脳梗塞や心筋梗塞などの脳・心臓疾患は高血圧が原因とされており、その予防には血圧の測定による疾患の早期発見と、日常の血圧測定による自己管理の徹底を図ることを業務の仕組みの中に取り込むことが重要です。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、全ト協では助成対象とする血圧計を購入した際に、一部費用を助成する制度を実施いたしております。

つきましては、下記要領をご参照のうえご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、

その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額 血圧計本体取得価格(税抜)の1/2、上限5万円

3. 助成要件 ○大阪府トラック協会の会員事業者であること

○令和6年4月1日(月)以降に購入・支払ったもの

○中小企業者で、大阪府下の事業所で購入したもの

※中小企業者とは、以下のいずれかとします

・資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人

・常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人

○国から補助金が交付された機器については助成いたしません。

4. 対象機器 次頁「血圧計導入促進助成対象機器一覧」参照
5. 申込方法 購入後、(様式1)「血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書」と
下記、必要書類を添えて申請を行ってください。
6. 必要書類
- ① 請求書 (写)
 - ② 領収証 (写)、または割賦販売契約書 (写)
- ※ 振込明細書等 (写) も可 (但し、支払元・振込先・金額が明記されていること)
- ※ 領収証、振込明細書等 (写) は、切り貼りや修正があるものは認められません。
7. その他
- ・記入の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
 - ・申請前に、各社にて申請書類のコピーをお取りください。

(助成金申請先【郵送先】ならびにお問合せ先)
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社) 大阪府トラック協会 業務部
TEL : (06) 6965-4033

血圧計導入促進助成対象機器一覧(令和6年4月1日現在)

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティング ジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
		UDEX-i 2 Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	AC 05P
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900
		BP-910

捨印

(様式 1)

令和 年 月 日
支部

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

〒

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

電話番号

FAX 番号

担当者名

※貴社印（丸印）を押印してください

令和6年度 血圧計導入促進助成金交付申請書兼誓約書

当社におきまして血圧計を導入いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。
なお、機器の導入に対して国等の補助金交付申請を行わない（行っていない）こと、ならびに
中小企業者であることを、誓約いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ _____ 円 × _____ 台)

※金額訂正は不可

(※助成単価は、取得価格（税抜）の1/2、かつ上限50,000円)

2. 導 入 機 種 _____

3. 助成金振込口座

金融機関名 _____ 支店名 _____ 口座種別（当座・普通） _____

口座番号 _____ フリガナ
口座名義 _____

＜ 必要書類 ＞

1. 請求書 (写)
2. 領収証 (写)、割賦販売契約書 (写)

- 誓約書（ 内にチェック（✓）を入れてください）
- 国の補助金交付申請を行いません。（行っていない）
- 中小企業者で、大阪府下の事業所で購入いたしました。

◆助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取りいただき、保管してください◆

通 報

大ト協第12号
令和6年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中川 才 助

令和6年度「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証定制度（運転者職場環境良好認証制度）」の新規取得および同位認証継続の手数料にかかる費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付と致しますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了いたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象

令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)に大阪府下の営業所において、新規取得の場合は初回登録または同位認証継続取得の場合は更新登録を受けたもの。ただし、前年度(令和5年度)に認証申請した分についても、助成の対象とする。

(1) 新規取得(上位認証取得を含む)にかかる審査料・登録料

- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
 - (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- ※申請できるのは1社1営業所のみです

3. 助成額

- 上記(1) 30,000円を上限
- 上記(2) 20,000円を上限
- 上記(3) 50,000円を上限

4. 助成申請必要書類

- ① 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書
- ② 働きやすい職場認証登録証(写)
- ③ 運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書の写し
- ④ 本申請にかかる本社・営業所一覧の写し
- ⑤ 審査・登録に係る領収証(写) ※振込明細書等(写)も可

5. その他

- ・ 記入の訂正は、修正液等を使用せず二重線で消して書き直してください。
※金額訂正は不可となりますので、書き間違えた場合は再度新しい用紙を使用してください。
- ・ 申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

(助成金申請先「郵送先」ならびにお問合せ先)
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
(一社)大阪府トラック協会 業務部
TEL:(06)6965-4036

(働きやすい職場認証制度に関するお問合せ先)
一般財団法人日本海事協会 交通物流部
TEL:(03)5226-2412

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書

_____トラック協会会長 殿		申請年月日		年	月	日
事業者名	印	法人 番号				
支店名・営業所名						
会社所在地	〒 _____					
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()		
申請責任者	役職	氏名				
※1) 認証取得の種類						
※2) 認証取得手続き後の認証段階						
登録番号						
認証登録日	_____年 _____月 _____日					
審査料・登録費用の合計	(消費税を除く)				円	
助成金申請額					円	
振込先 金融機関	金融機関名	銀行				支店
	ふりがな 口座名義					
	口座番号	普通・当座				
添付書類	1. 働きやすい職場認証制度登録証書の写し 2. 運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書の写し 3. 本申請にかかる本社・営業所一覧の写し 4. 審査・登録に係る領収証の写し又は支払いを証する書類					

※1 認証取得の種類は、「新規認証取得」、「同位認証継続」のいずれかを入力

※2 今回の認証取得(新規・継続)

手続き後の認証段階(「一つ星」、「二つ星」、「三つ星」)を入力

《居眠り運転事故防止セミナー》のご案内

開催日時	令和6年6月13日(木)、6月14日(金) 各回とも午後1時30分から午後4時
開催場所	東京海上日動 西日本研修センター17階 (大阪市中央区城見2-2-53)
内容	人はなぜ眠くなるのか、居眠り運転はどうしたら防げるのか、という観点からマネジメント面及び安全指導面での居眠り運転防止策を考察していきます。 ○第1部：セミナー(2時間程度) ○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他(30分程度)
講師	東京海上ディーアール株式会社 ご担当者
定員	40名
申し込み締め切り	令和6年6月7日(金)
その他	<ul style="list-style-type: none">・本セミナーの受講で令和6年度のGマークの加算対象となります。・1事業所(営業所)の定員は1名となります。・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

【アクセス】東京海上日動 西日本研修センター17階 (大阪市中央区城見2-2-53)



JR「京橋駅南出口」下車徒歩約5分 京阪「京橋駅」下車徒歩約5分
大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分



申込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/253/>)
または左記QRコードよりお申し込みください。

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6965-4036 / FAX:06-6965-4039

《令和6年度 見ることの過ちに対する事故防止セミナー》のご案内

- 開催日時 令和6年5月30日(木)、5月31日(金)
各回とも午後1時30分から午後4時
- 開催場所 損保ジャパン肥後橋ビル3階 31, 32会議室 (大阪市西区江戸堀1-11-4)
- 内容 見ることの過ちとはどういうものなのか、なぜ発生するのかを知り、見ることの過ちに対する対処案を考察し、交通事故の防止につなげていきます。
○第1部：セミナー(2時間程度)
○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他(30分程度)
- 講師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 ご担当者
- 定員 50名
- 申し込み締め切り 令和6年5月23日(木)
- その他
 - ・本セミナー受講で令和6年度のGマークの加算対象となります。
 - ・1事業所(営業所)の定員は1名となります。
 - ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

【アクセス】損保ジャパン肥後橋ビル3階 〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4



1. 肥後橋[7] (徒歩2分)
2. 渡辺橋[7] (徒歩6分)
3. 淀屋橋[12(市営地下鉄淀屋橋駅)] (徒歩7分)



申し込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/249/>)

または左記QRコードよりお申し込みください。

WEBでのお申し込みが困難な方はご連絡ください。

【問合せ】(一社)大阪府トラック協会 業務部 TEL: 06-6965-4033

《令和6年度 高速道路・夜間における事故防止セミナー》のご案内

- 開催日時 令和6年5月23日(木)、5月24日(金)
各回とも午後1時30分から午後4時
- 開催場所 損保ジャパン肥後橋ビル3階 31,32会議室 (大阪市西区江戸堀1-11-4)
- 内容 高速道路・夜間の事故の特徴を知り、高速道路・夜間における行動の特徴を見ていきます。そのうえで、どのように安全運転指導面の対策を取るかを考察し、高速道路・夜間における事故防止につなげていきます。
○第1部：セミナー(2時間程度)
○第2部：質疑応答ならびにアンケート記入他(30分程度)
- 講師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 ご担当者
- 定員 50名
- 申し込み締め切り 令和6年5月16日(木)
- その他
 - ・本セミナー受講で令和6年度のGマークの加算対象となります。
 - ・1事業所(営業所)の定員は1名となります。
 - ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

【アクセス】 損保ジャパン肥後橋ビル3階 〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4



1. 肥後橋[7] (徒歩2分)
2. 渡辺橋[7] (徒歩6分)
3. 淀屋橋[12(市営地下鉄淀屋橋駅)] (徒歩7分)



申込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/250/>)

または左記QRコードよりお申し込みください。

WEBでのお申し込みが困難な方はご連絡ください。

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6965-4033

《脳疾患事故防止セミナー》のご案内

開催日時	令和6年6月20日(木)、6月21日(金) 各回とも午後1時30分から午後3時30分
開催場所	東京海上日動 西日本研修センター17階(大阪市中央区城見2-2-53)
内容	○第1部:セミナー(1時間30分程度) ・事故防止に関するトピックス ・脳疾患に起因する事故防止 ○第2部:質疑応答ならびにアンケート記入他(30分程度)
講師	東京海上ディーアール株式会社ご担当者 一般社団法人 運転従事者脳MRI健診支援機構ご担当者
定員	40名
申し込み締め切り	令和6年6月14日(金)
その他	・本セミナーの受講で令和6年度のGマークの加算対象となります。 ・1事業所(営業所)の定員は1名となります。 ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

【アクセス】東京海上日動 西日本研修センター17階 (大阪市中央区城見2-2-53)



JR「京橋駅南出口」下車徒歩約5分 京阪「京橋駅」下車徒歩約5分
大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分



申込み方法

HP (<https://www.truck.or.jp/publics/index/254/>)
または左記QRコードよりお申し込みください。

【問合せ】 (一社)大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6965-4036 / FAX:06-6965-4039

《 疲労起因事故対策（疲労・健康起因対策）セミナー 》のご案内

開催日時	令和 6 年 6 月 11 日（火）、6 月 12 日（水） 各回とも午後 1 時 30 分から午後 4 時
開催場所	アートホテル大阪ベイタワー 3 階（大阪市港区弁天 1-2-1）
内 容	社会的にも注目される健康起因事故、その中でも誰にでも、起こり得る疲労起因事故に焦点を当て、危険性と対策について紹介いたします。 ○第 1 部：セミナー（2 時間程度） ○第 2 部：質疑応答ならびにアンケート記入他（30 分程度）
講 師	MS & AD インターリスク総研株式会社 岡本 秀郎
定 員	40 名
申し込み締め切り	令和 6 年 6 月 3 日（月）
その他	<ul style="list-style-type: none">・本セミナーの受講で令和 6 年度の G マークの加算対象となります。・1 事業所（営業所）の定員は 1 名となります。・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

【アクセス】アートホテル大阪ベイタワー 3 階（〒552-0007 大阪市港区弁天 1-2-1）



交通のご案内

J R大阪環状線・大阪メトロ中央線弁天町駅すぐ

※駐車場に限りがございますので公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。



申し込み方法

HP（ <https://www.truck.or.jp/publics/index/255/> ）
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方は裏面のFAXでお申し込みください。

【問合せ】（一社）大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6965-4036

各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中川才助

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者向け講習会 ～

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の活動に対し格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、令和5年（2023年）の職場における熱中症による死傷者数（令和6年1月11日速報値）は1,045人、死亡者数は28人であり、運送業においても137名の死傷者が発生しております。例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから標記講習会を開催することといたしましたので、衛生管理者・安全衛生推進者及び労務管理担当者の皆様におかれましては、是非、ご参加下さいますようお願いいたします。

記

- 日時 令和6年6月20日（木） 14:00～16:00（13:30より受付）
- 場所 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
「大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室」
※会場の駐車設備は矮小のため、当日は公共交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。
- 共催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター
- 受講料 無 料
- テーマ 「熱中症予防対策について」
講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員、産業保健センター所長、医学博士、労働衛生コンサルタント）

「陸運業における熱中症予防対策について」
講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

6. 申し込み要領

- 定員 **100** 名（定員に達し次第、締切りといたします。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、**6月6日（木）**までに当支部あて **FAX (06-6965-1903)** でお申し込みください。
- お申込みいただいた方には、FAXにて「**受講票**」を送付いたしますので、当日、ご持参いただきますようお願いいたします。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

7. 本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。

8. 問い合わせ・連絡先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

TEL : 06-6965-4035

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書（6/20開催）

事業者名 _____

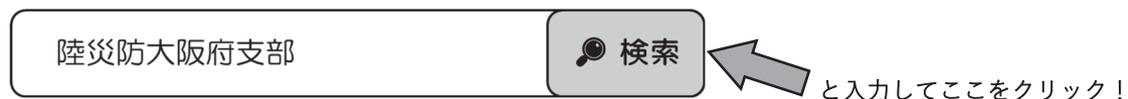
電話番号 _____

担当者 _____

FAX 番号 _____

氏 名	役 職 名	分会名 (トラック協会支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、当協会のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。



➤➤➤ 送り先 FAX 番号 06-6965-1903

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助

「テールゲートリフター特別教育(学科)」の開催について(ご案内)

労働安全衛生規則等の一部が改正され、労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条第5号の4により、「テールゲートリフターの操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)」が令和6年2月1日から特別教育の対象となりました。

特別教育は、学科4時間及び実技2時間を行うものとなっており、大阪府支部では、**自社内で教育をすることが難しい事業場のために**学科教育4時間のみ特別教育を実施します。

なお、受講終了者には、**学科教育受講証明書**を交付いたします。

実技教育は、社内等でテールゲートリフターを使用して、テールゲートリフターの操作方法について2時間の教育を行ってください。

1. 日 時

①	令和6年5月16日(木)	12:50~17:00
②	令和6年6月21日(金)	12:50~17:00

※ 12時20分より受付開始

★ 尚、テールゲートリフター特別教育に関しては、5月以降毎月開催予定です。

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪府城東区鳴野西2丁目11番2号

3. 講習内容

テールゲートリフターに関する知識	1.5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0 時間
関係法令	0.5 時間

4. 受講料 **陸災防会員：8,800円**(テキスト代、消費税込)・**非会員：11,000円**(テキスト代、消費税込)

(大阪府トラック協会より、一人につき4,400円の助成があります)

※ 助成対象は、大阪府下の緑ナンバー事業者に限ります。

5. 受講手続 「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAX(06-6965-1903)でお申込み下さい。
⇒「受講申込書」受領後、貴社宛てに**受講票および請求書**をFAXいたします。

6. 送金手続 受講票確認後に受講料を送金ください。

※ 入金切日は請求書に記載しております。

※ 金融機関への振込依頼書・払込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※なお、受講料については、いかなる理由であっても返金いたしませんので、ご注意ください。
※定員（100名）に達し次第、締切りとなります。

7. 本講習に関するお問合せ先 **陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部**
電話 06-6965-4035

「テールゲートリフター特別教育（学科）」

受講申込書（助成申請書）

★ 受講希望日に○印をつけてください → 5/16(木) ・ 6/21(金)

事業者名 _____ 電話 _____

担当者名 _____ FAX _____

下記のとおり受講申し込みをいたします。

※ 尚、4名以上受講される場合には、この用紙をコピーしてお申し込み願います。

受講者名	役職名	分会(大ト協支部)名
(ふりがな)		

※ 尚、当協会のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。

陸災防大阪府支部 ← と入力してここをクリック！

➤➤➤ 送り先 FAX 番号 06-6965-1903

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助

「安全衛生推進者養成講習修了証」の再交付手続き申請先変更について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
厚くお礼申しあげます。

令和6年3月をもって「安全衛生推進者養成講習（登録講習）」を廃止することに伴い、令和6年4月1日より法律上、当支部における「登録講習修了証」の再交付手続きが出来なくなります。

今後の手続きにつきましては、下記の「大阪労働局労働基準部安全課」までお問い合わせいただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

記

お問い合わせ先：大阪労働局労働基準部安全課

〒540-8527 大阪府中央区大手前4丁目1番67号
大阪合同庁舎第2号館9階
Tel：06-6949-6496